

令和7年度

大津市定住促進 リフォーム補助金

募集のご案内

市内への定住を促進するため、市外から転入される方が、市内の中古住宅をリフォームして居住される際に、リフォーム費用の一部を助成します。



申込みができる方（補助金申請対象者）

対象となる方は次の2区分あります。

【対象区分1 一般世帯】

次のすべてに当てはまり、リフォーム工事の施工主である人

- ① 1年以上市外に居住した後に、世帯全員が令和7年1月1日以降に大津市に転入済か、令和8年3月25日までに転入予定であること

ただし、結婚を機に大津市へ転入される場合は、夫または妻のいずれかが市外からの転入者であれば対象となります。

- ② 5年以上継続して居住する意思をもって、リフォーム工事を行うもの
③ 大津市税を滞納していないこと
④ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
⑤ 対象のリフォーム工事に関して、大津市の他の補助や助成を受けていないこと



【対象区分2 二世代・三世代ファミリー世帯】

次のすべてに当てはまり、リフォーム工事の施工主である人（親世帯・子世帯いずれの構成員でも可）

- ① 親世帯が令和6年12月31日以前より継続して市内に居住していること
② 子世帯が1年以上市外に居住した後に、令和7年1月1日以降に大津市に転入済か、令和8年3月25日までに転入予定であること
③ 5年以上継続して世帯同居する意思をもって、リフォーム工事を行うもの
④ 大津市税を滞納していないこと
⑤ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
⑥ 対象のリフォーム工事に関して、大津市の他の補助や助成を受けていないこと



対象となる住宅

次のすべてに当てはまる住宅が対象です。

- ① 補助金申請対象者 または 補助金申請対象者の2親等以内の親族（配偶者、親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹）が所有する住宅
- ② 築1年以上の住宅

【対象とならない住宅】

- ×賃貸住宅 ×集合住宅の共用部分 ×店舗等が併設された併用住宅の店舗等の部分
- ×主たる住戸から切り離されている建物で居住目的でないもの（物置など） ×新築の物件
- ×居住以外の用途の建物

対象となる工事

住宅の修繕、一部改築、増築、模様替え、住宅の機能向上のために行う補修、改造、設備改善等の工事で、次のすべてに当てはまる工事が対象です。

- ① 令和8年2月末日までに、工事を完了し、代金の支払を終える工事
- ② 大津市内に本社登記がある事業者、または大津市内に住所がある個人事業者が行う工事
- ③ 補助対象工事に要する費用の合計額が 20万円以上（消費税込）の工事

**必ず、交付決定後に工事に着手してください。
交付決定前にされた工事は対象になりません。**



【対象となる工事の例】

- 床、天井等の内装工事
- 屋根、外壁等の外装工事
- トイレ、台所、浴室等の水周りの改修工事や設備工事
- 手すりの設置や段差解消工事
- 子ども部屋の設置工事等の間取りの変更
- 和室を洋室に変更する等の模様替え
- 在宅テレワークを行うための工事

【対象とならない工事の例】

- ×住宅の新築・建替え工事
- ×敷地やガレージの造成、門、塀などの外構工事
- ×エアコンや照明器具等の家電製品やカーテン・ブラインド等の備品の購入
- ×物置、車庫等の設置
- ×下水道等の設置や改修、設置に伴う配管等の工事（住宅外の部分）
- ×ハウスクリーニング、配水管等の清掃
- ×シロアリ駆除等の消毒・薬剤散布

リフォーム施工業者の条件

大津市内に本社登記がある事業者、または大津市内に住所がある個人事業者

補助率・補助金額

- (1) (2)以外の場合は補助対象工事費の**10%**(**限度額30万円**、千円未満切り捨て)
(2) 転入世帯に、15歳未満の子^(注1)または出産予定者^(注2)がある場合は、補助対象工事費の**20%**(**限度額60万円**、千円未満切り捨て)

(注1) 15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者

(注2)補助金の申請の日において出産する予定である者であって、出産した場合においてその出産した子と同居する予定であるもの

申請期間

令和7年4月18日(金)～令和7年12月26日(金)

※期間内に予算の上限に達した場合、受付を終了する場合があります。

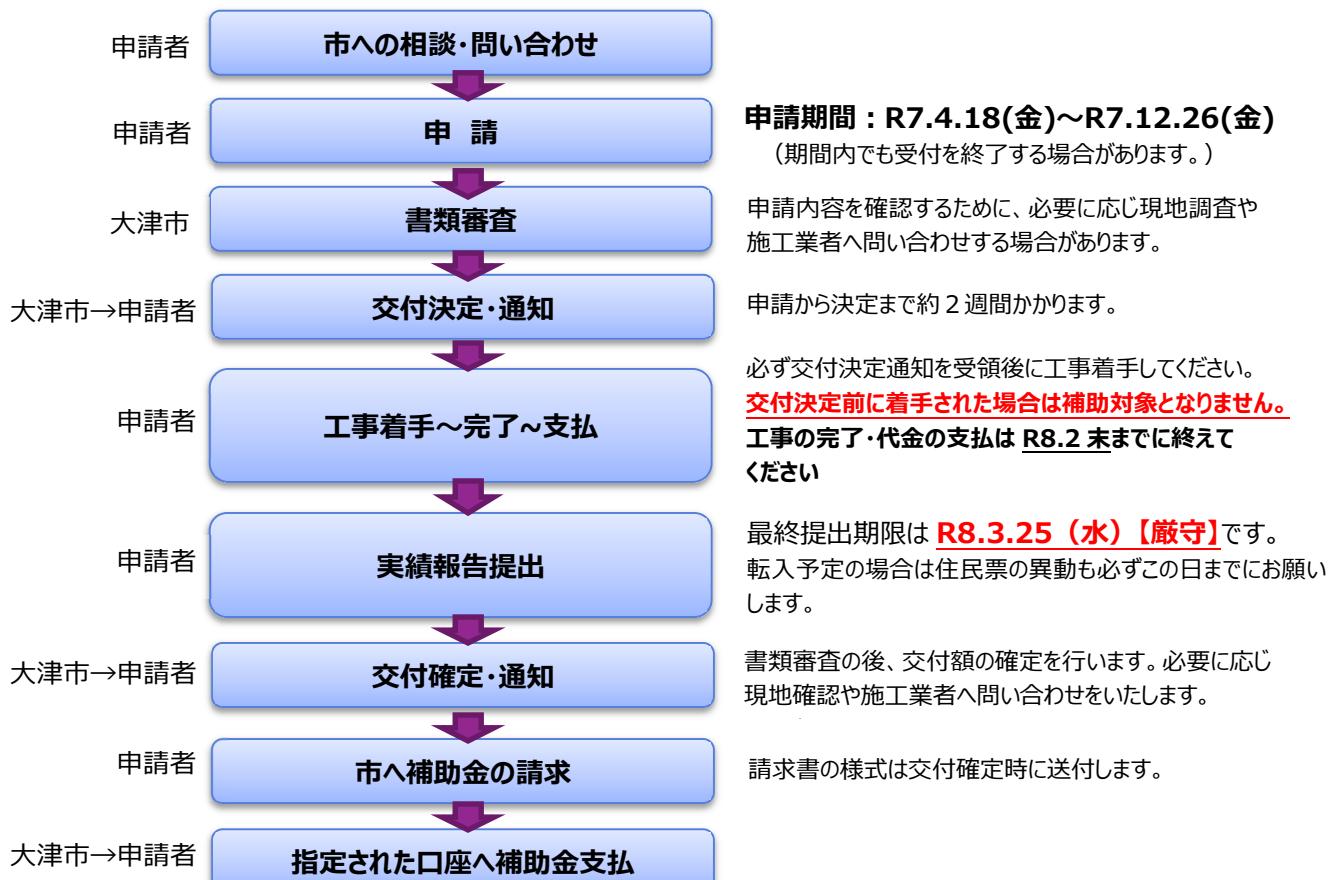
※申請される前に、住宅政策課まで事前にお電話等でご相談ください。



申請方法

申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、開庁時間（平日午前9時00分～午後5時00分）内に、
住宅政策課窓口（市役所本館3階）へ直接提出してください。（郵送、ファックス、メール不可）

申請から補助金の交付までの流れ



申請時に必要な書類

補助金交付申請をする際に用意していただく書類は次のとおりです。世帯の状況により提出不要な書類もございますので、事前にご相談ください。また、代理で申請される場合は、委任状の提出が必要となります。

① **補助金交付申請書（様式第1号）**

② **リフォーム計画書（様式第2号）**

③ **リフォーム工事箇所の図面**

改修工事箇所が把握できる平面図、立面図等

※屋根・外壁、トイレのみの改修等、現場写真で把握できる場合は提出不要です。



④ **住民票（リフォームする住宅に居住（予定）の全員分）**

リフォームする住宅に住む予定である全員の住民票をご用意ください。（3ヶ月以内取得のもの）

世帯主・続柄を記載した住民票を申請してください。（本籍・筆頭者、マイナンバーの記載は不要です。）

⑤ **1年以上市外に居住したことを証する書類（市外からの転入世帯のみ）**

市外から大津市へ転入済の世帯は下記のどちらかをご用意ください。（3ヶ月以内取得のもの）

市外に居住中の方でその自治体の居住期間が1年未満の場合もご用意いただく必要があります。

「戸籍の附票」…本籍地の市区町村で取得してください。

「住民票の除票」…前住所地の市区町村で取得してください。

⑥ **住宅の所有状況および建築年を証する書類**

「建物登記事項証明書（全部事項証明書）」…法務局で取得してください（3ヶ月以内取得）

※以前より建物を所有されており、下記の書類で証することができる場合、下記の書類でも結構です。

「建物の固定資産税課税台帳記載事項証明書（評価証明で可、税額記載不要）」

…大津市役所の税の窓口または各支所で取得。発行時点で最新年度の交付を申請してください。

⑦ **住宅の所有者が申請者と異なる場合は、リフォーム工事承諾書（様式第3号）および所有者と申請者が2親等以内の親族であることを証する書類**

「戸籍謄本（全部事項証明書）」等（3ヶ月以内取得）

※④の住民票で続柄（親子関係等）が確認できる場合は提出不要です。

⑧ **二世代世帯については、親世帯および子世帯の親子関係を証する書類**

「戸籍謄本（全部事項証明書）」（3ヶ月以内取得）

※④の住民票で続柄（親子関係等）が確認できる場合は提出不要です。

⑨ **15歳未満の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写しまたは出産予定であることが確認できる書類**

⑩ **申請者に係る大津市税の納税証明書**

大津市役所の税の窓口または各支所で取得できます。申請者にかかる市税すべての分が記載された市税の納税証明書（原本、発行時点で最新年度）を提出してください。

市外にお住まいの方等で、大津市での課税がない方は提出不要です。ただし、市内に土地や建物等を所有されている方は、固定資産税等の課税がある場合がありますのでご確認ください。

⑪ **工事見積書の写し（内訳および明細が記されたもの）**

施工業者の住所・名称・工事内訳が記載されており、業者の押印があるもの。

有効期限の記載がある場合、申請日時点で有効なものを提出してください。

⑫ 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真 および 物件の全景写真
改修工事着工前のすべての改修箇所の現場写真と、住宅の全景写真。

実績報告時に必要な書類

工事完了・支払後、**令和8年3月25日（水）**までに提出いただく書類は次のとおりです。必要な様式（下記①・③）は交付決定時に送付いたします。

① 補助金実績報告書（様式第14号）

② 転入・転居者は、新住所（対象住宅）へ転居後の住民票

リフォーム後に転入・転居予定であった人は、この住宅へ引っ越ししたことを示す大津市の住民票を提出してください。

③ 施工業者の発行する工事完了証明書（様式第15号）

施工業者に記入、押印してもらってください。

④ 工事請負契約書の写し または 工事代金請求明細書の写し（内容および明細が記されたもの）

申請時と内容に変更がないか確認するものです。

⑤ 工事代金の領収書の写し

施工業者の押印のある領収書の写しを提出してください。領収書の発行がない場合は、ご相談ください。

⑥ 工事実施後の施工箇所の完成写真

工事前と比較ができるように、同じ位置から撮影してください。

屋根や外壁等、施工前と後の写真だけでは比較しにくい場合、施工中の写真もご用意ください。

大津市定住促進リフォーム Q&A

Q1 令和7年1月1日以降に、市内にて親と同居を開始しており、これから現住居をリフォーム予定です。対象になりますか？

A1 対象になります。この補助事業の対象として、以下のような事例を想定しておりますが、詳細はお問い合わせください。必ずリフォームの前にご相談、申請の手続きをお願いいたします。

①一般世帯

◆市外に住んでおり、リフォーム後に転入する世帯◆

・市内の中古住宅を購入済の方や、親（もしくは2親等以内の親族）が所有する中古住宅があり、これからリフォームして住まれる方

◆市内に転入済でありこれからリフォームする世帯◆

・市内の中古住宅に転入済の方でこれからリフォームされる方

・市内の賃貸住宅等に転入済で、市内に中古住宅を購入されており、今後リフォームして住まれる方

②二世代、三世代ファミリー世帯

◆市外から転入する世帯◆

・市外の子世帯の方が、親世帯の住む市内の家をリフォームして、二世代同居される場合

・市外の子世帯の方と、市内の親世帯の方が、市内に中古住宅を購入済で、リフォームして同居される場合

◆市内に転入済でありこれからリフォームする世帯◆

- ・市外の子世帯の方が、親世帯の住む市内の住宅に転入済で、今後リフォームして同居を続けられる場合
- ・市外の子世帯の方が市内の中古住宅に転入済で、今後リフォームして市内の別の場所に住んでおられる親世帯を招いて同居予定の場合

Q 2 孫世帯が市外から転入してくるので、市内の家をリフォームして同居する予定ですが、対象になりますか？

A 2 対象になります。親世帯・子世帯については、2親等以内の直系尊属であれば該当しますので、祖父母と孫世帯が同居する場合も対象となります。また、2世代同居だけでなく、3世代の同居も対象になります。

Q 3 親世帯は1人だけですが、転入してくる子世帯とリフォーム後同居する予定です。対象になりますか？

A 3 世帯の人数に制限はありませんので、親世帯が1人でも子世帯が転入されるのであれば対象となります。

Q 4 市外に1年以上住んでいたことを示す書類とはどんなものですか？全員用意が必要ですか？

A 4 現在、市外にお住まいの方で、住民票でその市区町村に1年以上住んでいることが分かる場合は、住民票以外にご用意いただく必要はありません。

既に大津市に転入済みの方や、現在市外に住んでいる方でその市区町村の居住が1年未満の方は、市外に1年以上住んでいたことを証明するものとして、「戸籍の附票」か「住民票の除票」の提出が必要です。

「戸籍の附票」は、本籍地の市区町村で請求できます。戸籍の附票には、その戸籍が作られた時点からの住所の異動の履歴が記録されています。

「住民票の除票」は、現住所地の前の市区町村で請求できます。除票とは、転出等により、除かれた住民票のことです。

複雑ですので、詳細は住宅政策課までご相談ください。いずれも、郵便請求が可能です。

Q 5 分譲マンションのリフォームは対象になりますか？

A 5 住居部分（専有部分）については対象となります。共用部分は対象なりません。

Q 6 店舗や事務所等の改修工事は対象となりますか？

A 6 対象なりません。店舗や事務所等との兼用住宅の場合は、住居部分の工事のみが対象となります。屋根や外壁等分割することが困難な工事は、それぞれの面積で按分します。

Q 7 外構工事は対象となりますか？

A 7 外構工事（門扉、カーポート、ブロック塀等の設置工事）は対象なりません。住宅のリフォーム工事のみが対象です。

Q 8 窓ガラスのみの交換は対象となりますか？

A 8 ガラス破損等に伴う交換は対象なりません。ただし、建具・開口部の取替えに併せて設置するものや窓の断熱改修工事によるガラスの取替えは対象となります。

Q9 シロアリ駆除の薬剤散布は対象となりますか？

A9 対象となりません。ただし、シロアリ被害による床や土台の取替え工事は対象となります。

Q10 給湯器は対象になりますか？

A10 設備改善工事に伴う給湯器の設置または交換が対象となります。

Q11 施工業者について、市内に事業所があればよいでしょうか？

A11 市内に「本社」がある法人または市内に住所を有する個人事業主が対象となります。

市内に営業所があつても、市外に本社がある場合は対象になりません。

Q12 工事（外壁・トイレ改修等）ごとに別々の業者に発注することは可能ですか？

A12 Q11に条件を満たす業者で、工事経費の総額が合わせて20万円以上あれば可能です。

Q13 市外から転入するので、市内の業者が分かりません。市役所で紹介してくれませんか？

A13 市役所で業者を紹介することはできません。電話帳、インターネット等でお探しください。

Q14 工事が終わっている（または工事中である）のですが、申請できますか？

A14 申請できません。交付申請手続き後、市が補助金の決定をした後に着手される工事が対象です。

Q15 申請書類はどこで入手できますか？

A15 市役所住宅政策課窓口にて配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。

Q16 申請書類の提出は代理人でもよいですか？

A16 原則は本人をお願いいたします。代理人による提出も可能ですが、委任状の提出が必要となります。また、書類の不備等について受付時に確認させていただいており、お返しすることもありますので、適時対応できる方による手続きをお願いいたします。

Q17 交付決定通知後に、リフォーム業者との打ち合わせにより工事内容が変更しました。手続きが必要ですか？

A17 工事内容の変更の場合は、変更手続きが必要ですので、必ず着工前にご相談ください。

Q18 着工後に追加で工事が発生し、当初の見積金額より増額となりました。この場合、補助金の増額は可能ですか？

A18 既に着工された追加工事については、補助金の対象外となります。追加工事が発生した場合で、補助金の増額を希望される場合は、変更手続きが必要ですので、必ず着工前にご相談ください。

Q19 工事が完了し、当初の見積額より増額となりましたが、変更の申請をしていません。どうすればいいですか？

A19 補助金の増額はできませんが、実績報告時に増額後の工事代金請求明細書の写し（内容および明細が記されたもの）をご提出ください。※可能な限り当初分と増額分の明細を分けて提出願います。

お問い合わせ先

〒520-8575
大津市御陵町3番1号
大津市役所 都市計画部住宅政策課（市役所本館3階）

電話番号 077-528-2899 (直通)
メール otsu1810@city.otsu.lg.jp
開庁時間 9:00～17:00 (土日祝を除く)

- パンフレット及び申請書一式は、上記の担当課にて配布しております。
また、大津市役所公式ホームページからもダウンロードできます。